

2023 年度
一般社団法人広島県精神保健福祉士協会 定時総会
議 案 書

開催日時：2023年6月4日（日）12:45～14:15

目 次

◆報告

I. 広島県精神保健福祉士協会決算報告及び監査報告 P2

2023年（令和5）年2月末日をもって解散した広島県精神保健福祉士協会（任意県協会）の「貸借対照表」「正味財産増減計算書」「財務諸表に対する注記」「財産目録」「監査報告書」となります。

II. 2022年度事業報告 P2

- 1 事業報告
- 2 部会報告
- 3 委員会報告
- 4 社会的活動

◆議案

第1号議案 2022年度収支決算に関する件 P23

I. 2022年度決算報告及び監査報告

第2号議案 2023年度事業方針・計画（案）に関する件 P23

I. 2023年度事業方針関係

- 1 事業方針・計画
- 2 部会の方針
- 3 委員会等の方針
- 4 社会的活動

第3号議案 2023年度予算（案）に関する件 P29

第4号議案 入会金及び会費について P29

第5号議案 電子公告を行うウェブページのアドレス変更について . . . P30

第6号議案 正会員の入会金の免除について P30

◆報告

I. 広島県精神保健福祉士協会決算報告及び監査報告

「別紙1 広島県精神保健福祉士協会決算報告及び監査報告」参照

II. 2022 年度事業報告

本来「2022 年度事業報告」は、一般社団法人設立後の 2023 年 1 月 6 日以降の事業を報告すべきところですが、一般社団法人広島県精神保健福祉士協会は、任意県協会解散後の事業を引き継ぎ実施することを 2023 年度事業方針としていたこと、各事業等が年度単位で実施されており、連続性をもったものであることなどを踏まえ、任意県協会の活動も含めて記載をしております。

1. 事業報告

昨年度に続き、感染予防の観点から役員会をはじめ主要な事業はオンラインでの開催、若しくは事業自体を断念せざるを得ないものもあった。その中でもオンラインでの開催は感染予防に加え利便性等も考慮し、一定程度の活動は維持できた。しかし、私たち精神保健福祉士は対象者や関係機関等の関係性の中に専門性があるとも言える。関係性・つながりが限定された中では、実践も限定されたものにならざるを得なかったことが残念である。その中でも長年の課題であった一般社団法人化への移行準備を進め、各部会等における継続課題・年度目標を少しでも達成するために、以下のような様々な形での活動を展開した。

- (ア) 「一般社団法人」取得に向けた諸規則や体制の整備等を行い、2023 年 1 月 6 日一般社団法人の法人登記を行った。
- (イ) 感染予防に即した新たな協会活動のための体制・広報・情報発信（メーリングリスト・ホームページ等）の改変を協議し、新年度より法人団体としてのホームページの改変を行う運びとなった。
- (ウ) 専門職としての質の向上のため、オンラインでの研修や、昨年度実施した過去の研修資料の公開を継続した。
- (エ) 災害支援対策については、引き続き広島県災害復興支援士業連絡会を通じての平時協力の協議、中国新聞タイムライン等への協力、また個々の会員が災害支援活動に関する意識を高め、の専門性を十分に発揮できる体制構築を目的に「災害対策計画」の見直しや、災害ボランティアエントリーシートの啓発を行った。
- (オ) 専門職としての倫理課題については、一昨年度からの動画の公開を継続し、県内の養成機関のみならず中四国各県協会等、広く専門職能団体への啓発活動や協会員へのクリアファイルの配布等、専門職の倫理について考える機会を継続して提供していった。
- (カ) 司法福祉に関しては依然として精神保健福祉士の関与のニーズも高く、関係団体の連携強化とともに、「刑事分野における司法・福祉連携制度」において弁護士会・社会福祉士会との協定締結を図る等、刑事司法分野における福祉的ニーズの必要な方への支援等の協議を継続して行った。
- (キ) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会と連携し、2022 年 12 月に生涯研修制度基幹研修 I を開催した。

現時点において、未だ日常・社会生活の制限続き、将来が見えない中での不安な状態は継続している。このような状況下においても、私たち精神保健福祉士は、専門性に基づき資質の向上に努めるとともに、誠実に協会の指針・倫理綱領に基づく責務を担うことが必要である。次年度、新たに一般社団法人化したことを契機、今一度

①精神保健福祉士の資質の向上を図ること、②専門職としての社会的活動を進め、活動地域のみならず広島県内における精神保健福祉の増進に寄与することを念頭に理念に基づいた活動を担う団体としていきたいと考えている。

(1) 2022 年度 通常総会

新型コロナウイルス感染防止のため書面決議とした。

(2) 役員会（理事会）

新型コロナウイルス感染防止のため、全てオンライン開催とし、開催頻度を月1回とした。

第1回	2022（令和4）年	4月21日（木）	
第2回	2022（令和4）年	5月26日（木）	
第3回	2022（令和4）年	6月16日（木）	
第4回	2022（令和4）年	7月28日（木）	
第5回	2022（令和4）年	8月25日（木）	
第6回	2022（令和4）年	9月22日（木）	
第7回	2022（令和4）年	10月27日（木）	
第8回	2022（令和4）年	11月24日（木）	
第9回	2022（令和4）年	12月22日（木）	
第10回	2023（令和5）年	1月26日（木）	（法人県協会第1回理事会 同時開催）
第11回	2023（令和5）年	2月22日（水）	（法人県協会第2回理事会 同時開催）
第3回理事会	2023（令和5）年	3月23日（木）	

◆臨時役員会：2023（令和5）年2月28日

広島県精神保健福祉士協会の2022年度貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録の報告を受けた後、奥崎監事からの監査報告を受け、広島県精神保健福祉士協会規約29条に基づき、確定した残余財産（現金）及びパソコン2台（富士通製ノートパソコン）、スマートフォン2台（SHARP製1台、FREETEL製1台）を一般社団法人広島県精神保健福祉士協会へ寄付することを議決した。

◆臨時理事会：2023（令和5）年3月31日

2023年度事業計画及び収支予算を承認した。

(3) 三役会

役員会（理事会）が月1回開催されたため、三役会は開催していない。

(4) 広報活動

ホームページにて、研修案内、関係団体企画案内、研修報告等を掲載した。役員会議事録は掲載できなかった。

(5) IT化に向けた取り組み

インターネットでの書式ダウンロードや研修会受付を行ない、情報伝達の迅速化に取り組んだ。また、法人設立後は入会時のメールメイト加入を必須としたため、全会員にメールによる情報伝達が可能となった。

(6) 第37回中四国精神保健福祉士大会山口大会 各県連絡会議 2022年10月23日

オンライン開催。当協会からは、会長 向井、副会長 西川、日山、事務局長 岩田が出席した。

(7) 法人化手続き及び移行入会に関する動き

2023年1月6日（水）一般社団法人格を取得。一般社団法人 広島県精神保健福祉士協会となる。

併せて広島県精神保健福祉士協会（任意団体）会員に向け、移行入会の案内を行った（232名が移行入会）。

(8) ホームページ刷新に関して

ホームページ刷新に際し、レタープレス株式会社と調整を行いながら刷新を進めた。

2. 部会報告

1) 研修部会 事業報告 部会長：中原 直子（安佐医師会広島市北部在宅医療・介護連携支援センター）

【部会体制】

- ・部会長：中原直子（安佐医師会広島市北部在宅医療・介護連携支援センター）
- ・部会員：井川友美恵（ふたば病院）、内村明人（竹原病院）、日比暖華（コーヒーショップあんず）、森奈祐（穴吹国際みらい専門学校）、渡辺大貴（相談支援事業所ヴァンペール）

【事業報告】

(1) 部会等の開催状況（計7回開催）

回	日 程	場 所	内 容 等
1	2022年4月25日	Zoomにてリモート会議	2022年度部会体制や活動計画（目標、研修内容、役割分担等）について 過去研修資料HP公開について
2	2022年6月27日	Zoomにてリモート会議	過去研修資料HP公開について 第1回研修会について
3	2022年8月10日	Zoomにてリモート会議	第1回研修会について 第2回研修会について
4	2022年9月27日	Zoomにてリモート会議	第1回研修会について 第2回研修会について
5	2022年11月29日	Zoomにてリモート会議	第2回研修会について その他（基幹研修Ⅰ、法人化について）
6	2023年1月10日	Zoomにてリモート会議	第2回研修会について その他（法人化について、倫理・社会的復権について意見交換）
7	2022年3月5日	Zoomにてリモート会議	今年の活動について振り返り その他（（一社）広島県精神保健福祉士協会研修部会としての目標について） 来年度計画（部会体制、活動、計画、役割分担等）について

(2) 主催事業の実施状況

①過去の研修資料公開

企 画 名	過去の研修資料公開（広島県精神保健福祉士協会ホームページ）
開 始 日 時	2022（令和4）年8月
対 象 者	広島県精神保健福祉士協会協会員

目的	過去に実施した研修を学び直す機会をつくり、協会の精神保健福祉士としての研鑽に役立てるため。
実施および活用方法	<p>◆公開研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講師 金子百合子 氏（社会福祉法人しらとり会地域生活支援センターまほろば） テーマ 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定 ～障害福祉サービスを上手く利用していくために知っておくべきこと～ <p>（※注意事項 資料の一切の転用・転載は禁止とする）</p>

【評価と今後の課題】

- ・過去研修資料の公開について効果を検証し、今後の実施方法について検討を行う。

報告者：中原直子（安佐医師会広島市北部在宅医療・介護連携支援センター）

②第1回研修会

研修名	コロナ禍における各現場での対応と葛藤～いま精神保健福祉士にできること～
開催日時	2022（令和4）年10月15日（土）13：30-15：00
開催方法	Zoomを用いたオンライン形式
参加者数	18名
参加費	無料
プログラム	<p>◆話題提供者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・井川友美恵 氏（ふたば病院） ・日比暖華 氏（コーヒーショップあんず） ・森奈祐 氏（穴吹国際みらい専門学校） <p>◆グループワーク</p> <p>①研修の感想 ②自分の職場での現状、課題、工夫 ③今後自分が取り組もうと思うこと</p>
実施効果	<ul style="list-style-type: none"> ・本研修は、コロナ禍以降の各支援現場における現状、課題、工夫などについて、情報共有、意見交換する機会をつくりたいという思いで開催に至った。研修部会員が話題提供をおこなった後に、グループワークを実施し、参加者同士が交流する時間を設けた。

【評価と今後の課題】

- ・各話題提供者は、これまでの感染動向、国の政策ならびに感染症対策の変化、所属機関での出来事を時系列にまとめ、その時々での自身の葛藤や工夫を発表した。参加者にとっては、他機関の状況を知ると同時に、改めて自身の所属機関の対応や取り組んできた支援についてもふりかえる機会になったのではないかと。
- ・医療機関、障害福祉サービス事業所、高齢者施設、養成校などから幅広く参加があった。開催後に実施したアンケートでは、「これまで他機関でのコロナ対策について知りえる機会がなく貴重だった」「同じようなモヤモヤを抱えている仲間がいることが分かって安心できた」などの回答があり、研修のねらいも達成できたと思われる。今後もオンライン研修を活用し、気軽に参加者同士が近況報告し合えるような研修を意図的に開催していきたい。

報告者：渡辺大貴（相談支援事業所ヴァンペール）

③第2回研修会（（一社）広島県精神保健福祉士協会共催）

研 修 名	2022 年度診療報酬改定について～精神保健福祉士の評価を中心に～
開 催 日 時	2023（令和5）年2月26日（日）13：30～15：30
開 催 方 法	Zoom を用いたオンライン形式
参 加 者 数	25 名
参 加 費	会員（県協会・日本協会）1,000 円、非会員（1,500 円）、学生（500 円）
プ ロ グ ラ ム	◆講師 金子 努 氏（県立広島大学 保健福祉学科人間福祉学 教授）
実 施 効 果	・本研修は、2022 年度の診療報酬改定を中心に、今後の精神保健福祉医療の見通しを学び、いま、精神保健福祉士に求められていることを共に考える機会をつくりたいという思いで開催に至った。

【評価と今後の課題】

- ・金子氏からは、診療報酬の概要に留まらず、診療報酬上に精神保健福祉士を位置づけることの意味、倫理綱領を基盤とした精神保健福祉士のありよう、二重拘束性・加害者性をもつ精神保健福祉士としての自覚が必要であることなどをご講義いただいた。開催後に実施したアンケートでも「診療報酬改定を切り口に、精神保健福祉士の基本姿勢について考える時間となった」といった回答が多く見られた。今後については、本研修でも触れられた改正精神保健福祉法に関する研修の実施を検討していきたい。

報告者：報告者：渡辺大貴（相談支援事業所ヴァンベール）

(2) ケアマネ部会

部会長 光岡美里（小田クリニック）

【部会体制】

- ・部会長：光岡美里（小田クリニック）
- ・部会員：尾添隆（府中みくまり病院）、垣尾泰弘（ワークセンターなかよし）、金子百合子（地域生活支援センターまほろば）、中村真智子（草津病院）、西川浩司（尾道市役所健康推進課）、長谷部隆一（広島国際大学）

【活動報告】

地域実践のための精神保健福祉講座ならびに障害者ケアマネジメントスキルアップ研修は、障害当事者主体の立場に立ち地域生活支援を進めるという部会ビジョンを基に実施した。オープンダイアログでは、批判しないで、とにかく対話をする実践に触れることができ、ケアマネジメントスキルアップ研修では、ストレングス視点と生活者の視点によるリカバリー志向のケアマネジメントについて改めて学ぶ機会となった。

(1) 部会開催

- ・2022 年 4 月 28 日（木）19：30～20：30（リモート開催）
- ・2022 年 5 月 13 日（金）19：30～20：30（リモート開催）
- ・2022 年 6 月 9 日（木）19：30～20：30（リモート開催）
- ・2022 年 7 月 4 日（月）19：30～20：30（リモート開催）
- ・2022 年 8 月 4 日（木）19：30～20：30（リモート開催）
- ・2022 年 8 月 22 日（月）19：30～20：30（リモート開催）
- ・2022 年 9 月 12 日（月）19：30～20：30（リモート開催）

- ・2022年10月6日(木) 19:30~20:30 (リモート開催)
- ・2022年11月7日(金) 19:30~20:30 (リモート開催)
- ・2022年12月12日(月) 19:30~20:30 (リモート開催)
- ・2023年1月11日(金) 19:30~20:30 (リモート開催)
- ・2023年2月6日(月) 19:30~20:30 (リモート開催)

(2) 第17回地域実践のための「精神保健福祉」講座

開催日時：2022(令和4)年10月29日(土) 13:30~15:30(リモート開催)

テーマ：「やってみませんか？オープンダイアログ ～地域生活における対話の可能性～」

話題提供者：竹内冬彦氏・桂子氏、水谷緑氏

内 容

「やってみませんか？オープンダイアログ ～地域生活における対話の可能性～」をテーマに、相談支援の場で実際にオープンダイアログを活用しながら実践してこられた竹内冬彦さん・桂子さんご夫妻と、「やってみたくなるオープンダイアログ」の著者のお一人で、月刊スピリッツに「こころのナース 夜野さん」を連載され、精神分野に造詣の深い漫画家の水谷緑さんの3名を話題提供者にお迎えした。実際のフィンランドでの様子や、竹内ご夫妻の現場でのお話を通して、日常生活におけるオープンダイアログの可能性について、参加者の皆さんとともに考えた。

参加者：協会・連絡会17人、当事者・家族・学生2人、一般24人(合計43人)

参加費：会員：1,000円、非会員：1,500円、当事者・家族・学生：500円

共 催：広島県精神障害者支援事業所連絡会

●実施効果(参加者アンケートから抜粋)

- ・この度の講座に参加をきっかけにオープンダイアログを知りました。統合失調症以外にも児童の支援にも活用できそうです。ご紹介があった書籍で、もっと知識を深めていきたいと思います。
- ・研修を受けた専門家でなければ、、、と難しく捉えていましたが、「障害があいまいになる感覚」「支援でなく暮らしの場で自然と対話がある」等々、普段接する中で感覚的に持っていることを言い当てられたようなお話を伺い、「それっぽいことをやっているかも？」と少し変な自信を持ってました。日常生活上で少しでも実践してゆきたいと思います。
- ・「オープンダイアログ」まだ知らない事が多いですが、今後も講座があれば参加したいです。

(3) 障害者ケアマネジメントスキルアップ研修

2023(令和5)年1月21日(土) 10:00~16:00 (リモート開催)

参加費：協会・連絡会 2,000円

非会員 2,500円

講 師：駒沢大学 佐藤光正教授

広島県内障害当事者1名

協 力：福岡県立大学 鬼塚香氏

内 容：この研修では、佐藤先生の提唱される「ミスポジションモデル」についての事前オンデマンド講義及びグループワーク(演習)を行うことで「本人主体のケアマネジメント」について学び、支援者の資質の向上(スキルアップ)を目指します。

参加者：13名

共 催：広島県精神障害者支援事業所連絡会

●実施効果(参加者アンケートから抜粋)

- ・相談支援専門員として、ストレングスマodelの視点を持つように業務していますが、自身の支援を振り返った際にそれができてるのか、改めて気を引き締めていこうと思います。本日の研修では、ストレングスを見つけると楽しくなってくる感覚があり、充実した時間を過ごせました。
- ・研修を通して、ストレングスの大切さを改めて感じたと同時に質問の仕方でも返答が変わることや、知りたい情報が聞き出すことができると各グループワークの発表等を聞いて感じました。また、メンバーの質問を確認することで、様々気付きを得ることができ、大変参考になりました。ファシリテーターの方も確かな指示等があり、雰囲気良く参加することができました。ありがとうございました。
- ・質問の仕方等で回答も変わっており、当事者のニーズについて様々だと知れた。また、当事者の言葉で100文字要約を記載することで、より当事者目線で伝えられることも学べた。普段何気なく整理しているストレングスも業務でも、もっと丁寧に尋ねられるように活かしていきたいと思いました。

(3) 組織強化部会

部会長：森川尚子（ヴィータ）

【部会体制】

部会長：森川尚子（ヴィータ）

副部会長：藤井柔郎（地域生活支援センターまほろば）

部会員：田岡史光（賀茂精神医療センター）、田高寛士（地域生活支援センターふれあい）、平岡拓（友和病院）、村上百花（宗近病院）

【活動報告】

部会テーマ『つなぐ』

コロナ禍のため、事業開催はリモートにて実施した。交流会をリモートで行うことは初の試みではあったが、会話も弾み盛況であった。今後についても対面での交流会の希望や活動に関する意見などが出て、会員間のつながりを考える機会となった。また、協会活動に興味を持ち、参加を申し出てくださる方もおり、協会の組織強化につながるきっかけとなった。

<会議の開催>

- ・2022年5月12日（木）（リモート開催）
- ・2022年7月14日（木）（リモート開催）
- ・2022年9月8日（木）（リモート開催）
- ・2022年11月10日（木）（リモート開催）
- ・2023年1月12日（木）（リモート開催）
- ・2023年3月9日（木）（リモート開催）

<事業について>

[交流会]

- ・2022年6月11日（土）懇親会（リモート開催）11名
- ・2023年1月20日（金）新年会（リモート開催）12名

●実施効果（参加者アンケートから抜粋）

《参加した感想》

- ・ざっくばらんな雰囲気楽しかったです。
- ・普段お会いできない方とお話しできて勉強になりました。もっといろんな方に参加して頂けると良いなと思います。

《今後の交流会について》

- ・サロンのような自由に入出りできる交流会やスポーツ観戦、遊びの要素のある交流会も楽しいと思います。
- ・今年年代別に分かれることがなかったので、そのような場があればいいなと思いました。
- ・是非、対面での交流会をお願いしたいです！自分が知らない領域の話や、いろんな方の生き方や考え方をしりたいとも思います。ひとりひとりで頑張るのではなく、職場や領域が違っても刺激し合い、支え合って、助け合える仲間づくりの場があったらいいなと思います。

[広報誌]

年3回（8月、11月、2月）発行した。

[ホームページ]

会員専用ページの充実、求人情報、研修案内の掲載等を適宜行った。

現在のホームページについて意見交換

[地区協力員]

各圏域の協会員に依頼し、災害時の情報収集や各地区での会員派遣依頼の際等に中心的な役割を担っていただくことを目的に編成。

2022年度の地区協力員は以下の通り。

中央－石原裕子（地域生活支援センター365）

備前－金本靖志（むつみ荘）

北部－調整中

西部－小川昌智（廿日市市障がい福祉相談センター きらりあ）

福山－飯泉姿帆（精神保健センターえきや）

呉－菰口陽明（呉医療センター）

広島－檜垣千穂（児玉病院）

(4) 倫理部会

寺井俊江（押尾クリニック）

【部会体制】

- ・ 部会長：寺井俊江（押尾クリニック）
- ・ 部会員：日山誠（下永病院）長谷部隆一（広島国際大学）、西元祥雄（三原病院）、竹宮孝宏（地域生活支援センターさ・ポート）内海彩華（希望の家）、八津川史帆（みつぎ清風園）

【活動報告】

- ・ 業務中に倫理を意識しやすいように、「協会活動及びPSW業務振り返りシート」を一部抜粋したものを掲載する形のクリアファイルを作成した。（会員に配布済み）
- ・ 2020年に撮影した『思いを繋ぐ世代間リレー～広島PSWの歴史を作ってきた先達に聞く』の動画を編集し公開した。
- ・ 中四国の各県PSW協会に 倫理WEB動画を公開開始した。

〈会議の開催〉

回	日程	場所
1	2022年4月15日	Zoomにてリモート会議
2	2022年6月17日	ハイブリッド（押尾クリニック・Zoom）
3	2022年8月1日	Zoomにてリモート会議
4	2022年10月7日	Zoomにてリモート会議
5	2022年12月9日	ハイブリッド（押尾クリニック・Zoom）
6	2023年2月10日	ハイブリッド（押尾クリニック・Zoom）

3. 委員会報告

(1) 災害対策支援委員会

西川浩司（尾道市役所健康推進課）

- ・委員長：西川浩司（尾道市役所健康推進課）
- ・委員：赤木英子（広島県教育委員会）、大成杏子（広島市己斐・己斐上地域包括支援センター）、
楫賀丈士（県立広島病院）、得能千佳（小泉病院）、藤井知佳（フロントライン）

【活動報告】

近年の豪雨災害の経験を元に、平時より個々の会員が災害支援活動に関する意識を高め、必要時に精神保健福祉士の専門性を十分に発揮できる体制を構築しておく必要があるため、現実的かつ実行可能な災害対策計画の見直しを行なった。また、災害ボランティアエントリーシートの啓発を行った。

併せて広島県災害復興支援士業連絡会へ、平時の連携、発災後の県民メンタルヘルスの観点で当会の役割を認識しながら参画をした。

○災害対策支援委員会検討会

2023年3月9日（木）18：30～19：10（リモート開催）

- ・今年度の振り返りと次年度計画について検討

○日本精神保健福祉士協会主催 災害対策委員ブロック講習会

2022年11月19日（土）（リモート開催）

災害対策支援委員 1名出席

○広島県災害復興支援士業連絡会定例会（16団体）

【参加団体】・広島弁護士会・広島司法書士会・広島県社会福祉士会

- ・広島県介護福祉士会・日本技術士会中国支部・広島県行政書士会・広島県建築士会
- ・広島県社会保険労務士会・中国税理士会広島県西部支部連合会
- ・広島県土地家屋調査士会・日本海事代理士会中国支部
- ・日本司法支援センター広島地方事務所・広島県不動産鑑定士協会
- ・広島県中小企業診断協会・広島リハビリテーション推進協議会
- ・広島県精神保健福祉士協会

【開催日時】

- ・2022年4月20日（木）18：30～20：30（リモート参加）
- ・2022年6月30日（木）18：30～20：30（リモート参加）
- ・2022年8月18日（木）18：30～20：30（リモート参加）
- ・2022年10月27日（木）18：30～20：30（リモート参加）
- ・2022年12月8日（木）18：30～20：30（リモート参加）
- ・2023年2月9日（木）18：30～20：30（リモート参加）

【協議内容】

- ・広島土砂災害への専門家派遣について
- ・大原ハイツ復興まちづくり支援について
- ・関係機関団体連絡会議について

- ・広島県との協定について
- ・中国新聞 防災マイタイムラインへの協力について
- ・土業連絡会 HP の作成 など

(2) 基幹研修委員会

大歳明子（相談支援事業所ACTひろしまリベルタ）

【委員会体制】

- ・委員長：大歳明子（相談支援事業所ACTひろしまリベルタ）
- ・委員：嶋屋孝洋（ソーシャルインクルーホーム広島熊野町）、木野内留美（ももの里病院）

【活動報告】

「2022年度公益社団法人日本精神保健福祉士協会『生涯研修制度』委託事業 基幹研修 I in 広島」の企画、運営を行った。参加者は例年よりも少なかったものの、和やかな雰囲気で行うことができた。

開催日：2022年12月3日（土）

開催方法：Zoomによるリモート（リモート拠点：広島テクノプラザ）

参加者：15名

（内訳、日本精神保健福祉士協会構成員かつ広島県精神保健福祉士協会会員3名、広島県精神保健福祉士協会のみ所属5名、日本精神保健福祉士協会のみ所属7名）

〈会議の開催〉

回	日程	場所
1	2022年6月6日	Zoomにてリモート会議
2	2022年7月6日	Zoomにてリモート会議
3	2022年9月14日	Zoomにてリモート会議
4	2022年10月12日	Zoomにてリモート会議
5	2022年11月6日	Zoomにてリモート会議
6	2022年11月21日	Zoomにてリモート会議
7	2022年11月28日	Zoomにてリモート会議

(3) 法人化検討ワーキンググループ

大下哲史（賀茂精神医療センター）

【体制】

- ・担当役員：大下哲史（賀茂精神医療センター）
- ・委員：高杉宏（一般社団法人LEAF）
- ・アドバイザー：佐々木哲二郎（まちづくり四日市役場）

【事業報告】

2022年度、当ワーキンググループの事業は、2022年度通常総会に提出した「一般社団法人広島県精神保健福祉士協会（仮称）の設立」に関する議案の、表決結果により大きく異なってくるため「一般社団法人設立が承認された場合」と「承認されなかった場合」の2つの事業案を作成していた。

2022年度通常総会の結果、一般社団法人設立が承認されたため、「一般社団法人設立が承認された場合」に記載した内容に沿って2022年度中に一般社団法人を設立すべく活動を進めた。実際の活動は「ワーキングのグループ」の活動と言うよりも、法人設立に向け役員会として方針を示すことが出来るよう「議題を役員会に投げかける」「担当役員として、役員会で説明を行う」ことが2022年度前半の中心的な活動となった。

2022年度の後半は、法人設立に向け司法書士の支援のもと、既に法人設立経験のあるワーキング委員の助言を受けながら具体的な準備を進めた。その結果、2023年1月6日に「一般社団法人広島県精神保健福祉士協会」の設立に至った。法人設立後は、税理士に支援を受けながら、任意団体の解散に向け諸手続きに対応してきた。また事務局と連携し「移行入会」にも対応した。

【法人設立を振り返り】

法人設立に向けたプロセスの中で、会員に対し法人設立のメリットを「社会的信用の向上」と説明することが多かった。具体的に見える訳ではないが、一般社団法人の設立に伴い、任意団体では得られなかった「社会的信用」を得ることができたのかもしれない。しかし、昨今様々な団体が「一般社団法人」を設立している現状があり「法人」であることは、特別な事ではなくなっている印象を受ける。

2008年広島県精神保健福祉士協会は、一般社団法人の設立を検討したが、当時の法人化検討ワーキンググループ（代表 小林幹夫氏）からの意見を受け、2010年5月に「時期尚早」と判断し一般社団法人の設立を見送った。その理由のひとつに「単独の公益的事業を行うことが出来ていない」ことを挙げている。一般社団法人の「設立」だけに限れば、団体としての単独の公益的事業開催実績の有無が問われる訳ではないが、「精神障害者の社会的復権」を会の活動の中心に据える専門職団体としての「単独の公益的活動の有無」を当時の役員会は重視した様子がうかがえる。

総会の議案書にも記載されているが、広島県精神保健福祉士協会は、行政からの依頼や他の専門職団体と協同する形で多くの社会的活動を担っており、2010年当時に比べると「単独」ではないものの精神保健福祉分野の専門職団体として多くの公益的な活動に参画していると言える。一方で、一般社団法人の設立に際し、法人として取り組む今後の活動に関して、具体的かつ強い方針を示すことができなかつたことは、法人設立に向け準備を進めてきた担当者として反省すべき点である。

専門職団体として重要なのは「法人」であることではなく、その団体の活動や実践の内容であることは言うまでもない。今後の活動や実践により一般社団法人広島県精神保健福祉士協会が、今以上の「社会的信用」を得ることが出来るとすれば、定款に掲げた「精神障害者の社会的復権」や「広島県の精神保健福祉の発展に寄与する」という目的の達成に近づくことができていると言えるはずである。会員相互が「ともに」協力し、そのような未来を目指したい。

(4) 司法福祉委員会

西川浩司（尾道市役所健康推進課）

【委員会体制】

- ・委員長：西川浩司（尾道市役所健康推進課）
- ・委員：池口裕通（梅の里）、上堂蘭順代（ジェイ・ワークス株）、橋本圭子（広島文教大学）、原田葉子（地域生活支援センターふれあい）、平岡美和（FIKA 広島紙屋町）、松原泉（広島保護観察所）、向井克仁（三原病院）

【活動報告】

広島弁護士会をチームリーダーとする「更生保護プロジェクト」へ参画し、広島県社会福祉士会とともに、触法の障害のある方の判決前後の支援を検討、実施した。当会においての受任者を選定し、障害当事者の地域生活支援の一助を担った。

また、広島弁護士会、広島県社会福祉士会と当会とで正式に協定を締結する方向で検討を重ね、必要な要領や協定書を協議した。

○司法福祉委員会検討会

- ・2022年7月7日（木）（リモート開催） 3会協定書の内容検討など
 - ・2023年3月15日（水）（リモート開催） 3会協定書の内容検討など
- ※その他は適宜メールで検討

※今年度、当会で対応した更生保護案件と担当者は以下の通り。

- ・8号…原田葉子氏（地域生活支援センターふれあい）
- ・10号…伊藤志麻穂氏（広島市西区障害者基幹相談支援センター）

○広島県弁護士会主催 更生保護プロジェクトチーム会議（協定書検討含む）

（リモート開催）

- ・2022年5月19日（木）（リモート開催）
- ・2022年7月21日（木）（リモート開催）
- ・2022年8月25日（木）（リモート開催）
- ・2022年9月15日（木）（リモート開催）
- ・2022年10月12日（木）（リモート開催）
- ・2022年10月20日（木）（リモート開催）
- ・2022年11月8日（火）（リモート開催）
- ・2022年11月17日（木）（リモート開催）
- ・2023年1月19日（木）（リモート開催）
- ・2023年3月16日（木）（リモート開催）

協議内容

- ・更生保護案件の支援についての検討と報告
- ・3会協定協議準備について など

4. 社会的活動

(1) 一般社団法人 広島県精神保健福祉協会 役員

向井克仁（三原病院）

【通常総会】

2022年6月27日 令和4年度通常総会 広島県医師会館

【理事会】

2022年5月30日 令和4年度第1回理事会 オンラインにて出席

2022年6月27日 令和4年度第2回理事会 広島県医師会館

2022年12月12日 令和4年度第3回理事会 オンラインにて出席

1. 精神保健福祉相談事業

昨年度に続き、通常の精神保健福祉相談事業（こころの電話相談事業、広島引きこもり相談支援センター事業）等は、コロナウイルス関連による不安等からの相談が、徐々にではあるが増加傾向であることが報告された。広島県引きこもり相談支援センター事業に関しては、2022年度から FOOT&WORK に移管された。

2. 精神保健福祉普及啓発研修事業

広島県精神保健福祉協会会長表彰の選考、地域精神保健研修会として、通常総会と同日に下記研修会を開催した。

講演「ケアラー・ヤングケアラーの現状と支援～知って、見つけて、支えるために～」

講師 一般社団法人日本ケアラー連盟代表理事 堀越 栄子氏

3. 事務局に移管について

現在、瀬野川病院内にある事務局を2023年度から県立総合精神保健福祉センター内に移管予定である。

(2) 広島県精神障害者地域生活支援推進協議会

向井克仁（三原病院）

2022年度の開催はなかった。

(3) あんしんサポートセンターかけはし

池口裕通（梅の里）

①委嘱内容

- ア. 高齢者・障害者の権利擁護を進めるひろしま社協委員会
- イ. 契約締結審査部会（法人後見支援検討部会）

②委員構成

法律、医療、福祉、学識経験者、行政、県社協、市社協の代表者より構成され、事務局は広島県社会福祉協議会（生活支援課）が担う。

③開催状況

	高齢者・障害者の権利擁護を進めるひろしま社協委員会	契約締結審査部会 （法人後見支援検討部会）
（第1回）2022年7月7日	13:30～15:00	15:15～17:00
（第2回）2022年10月12日	13:30～15:00	15:15～17:00
（第3回）2023年2月15日	13:30～15:00	15:15～17:00

④報告事項

高齢者・障害者の権利擁護を進めるひろしま社協委員会は、高齢や障害等により判断能力が低下しても、安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくりを目指し、平成18年より広島県社協が権利擁護推進を目的として設置したものである。本年度も引き続き、県内の権利擁護を進める事業（福祉サービス利用援助事業「かけはし」・法人成年後見）を中心に市町の現状や課題について協議した。

令和4年度（12月末現在）の福祉サービス利用援助事業「かけはし」の実施状況としては、実利用者数が1209人、生活支援員登録者数が335人である。この10年間で実利用者数は、1.5倍に増えているが、それを支える生活支援員の登録者数は横ばい状態となっている。専門員が生活支援員業務を兼務するケースも増えている。事業を安定的に継続していくためには、権利擁護支援の担い手の確保や養成が課題となっている。ちなみに、実利用者の約3割が精神障害者であり、3障害の中で増加率が一番高い。

成年後見制度利用促進体制整備の取組み状況としては、県内の約半数の市町で中核機関が設置されるなど整備が加速されている。今年度は4市町に対して専門相談アドバイザー（当委員会・委員2名）を派遣するなどの後方支援をおこなった。中核機関を立ち上げた市町と未実施の市町に温度差が生じており、それぞれにアプローチをしていく必要がある。

契約締結審査部会では、審議の対象の多くが、かけはしの利用者の死亡後の預かり物及び預託金残金の返還が困難なケースへ対応に関するものであった。契約内容を元に法的な処理が適正になされるよう審議した。

(4) 広島県福祉サービス運営適正化委員会

河村隆史（己斐ヶ丘病院）

今期任期は2021年1月12日から2023年1月11日である。

社会福祉法において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営確保と福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決することを目的とし、広島県社会福祉協議会委員選考委員会によって17名の委員が選出され、本協会より医療に関する学識経験者として参加している。本委員会は、福祉サービス利用援助事業の運営監視及び当該事業を行う者に対する必要な助言または勧告を行う運営監視合議体と、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するための相談、助言、事業調査またはあっせん及び苦情解決に当たる苦情解決合議体が召集される。苦情解決合議体では、当該苦情に係る福祉サービスの利用者の処遇につき不当な行為が行われているおそれがあると認められるときは、広島県知事に対して通知する苦情解決合議体の委員を担っている。

本年度も例年同様に、精神障害を抱える利用者からの相談や案件が多く寄せられている。またサービス提供者の種別も広がりを見せている中で、専門的な知見が求められる。

日時	場所	内容
2022年5月25日 13:30~16:30	広島県社会福祉会館	第1回福祉サービス運営適正化委員会本会議 第1回運営監視合議体 第1回苦情解決合議体
2022年8月19日 14:30~16:00	広島県社会福祉会館	第2回苦情解決合議体
2022年11月8日 13:30~16:30	広島県社会福祉会館	第2回運営監視合議体 第3回苦情解決合議体

(5) 広島県精神医療審査会

有光憲子（安芸太田病院）

【委員】第2合議体 新田美奈子（光の丘病院）

第5合議体 有光憲子（安芸太田病院）

(1) 審査会開催日時、場所（広島県立総合精神保健福祉センター）

〔第2合議体〕委員：新田

1. 2022年 4月21日(木) 第2合議体 14:30~15:30
2. 2022年 7月7日(木) 第2合議体 14:30~15:30
3. 2022年 9月22日(木) 第2合議体 14:30~15:30
4. 2022年 12月8日(木) 第2合議体 14:30~15:10
5. 2023年 2月16日(木) 第2合議体 14:30~15:40

〔第5合議体〕委員：有光

1. 2022年 6月9日(木) 第5合議体 15:00~16:15
2. 2022年 8月25日(木) 第5合議体 15:00~15:45
3. 2022年 11月10日(木) 第5合議体 15:00~15:50
4. 2023年 1月26日(木) 第5合議体 15:00~15:35

〔全体会〕2022年9月 書面開催

(2) 退院・処遇改善請求の意見聴取の開催日時、場所

<退院請求>

〔第2合議体〕

- | | |
|---------------------------|---------|
| 2022年6月24日(金) 15:00~16:00 | 呉圏域内 病院 |
| 2022年6月27日(月) 15:00~16:15 | 呉圏域内 病院 |

〔第5合議体〕

- | | |
|----------------------------|------------|
| 2022年6月2日(木) 15:00~16:15 | 東部圏域内 病院 |
| 2022年10月25日(火) 15:00~16:00 | 広島中央圏域内 病院 |
| 2023年3月23日(木) 15:00~16:00 | 呉圏域内 病院 |

<処遇改善請求>

〔第2合議体〕

- | | |
|--------------------------|---------|
| 2022年9月9日(金) 15:00~16:00 | 北部圏域内病院 |
|--------------------------|---------|

(3) まとめ

一回あたりの審査書類は電話相談記録を含め、200件近くで推移。退院・処遇改善請求は、請求後取り下げも見られたものの昨年と同程度で、「現在の処遇で適当」との判断であった。代理人弁護士の請求、審査会への同席も以前より増えてきている。

コロナ禍でこれまで通りの療養や退院支援が一部制限される環境も影響したと考えられた。

審査の中で認知症等の高齢者が占める割合は依然として多く、受け入れ先や身体状況の問題から入院を余儀なくされている患者も相当数いるものと推察される。

定期病状報告の「退院に向けた取り組み状況」の記載については、適切に記載されており、支援状況が明確化された。退院後生活環境相談員を担っている精神保健福祉士は、記載上の留意事項を見直して記載していただき、これまでの業務や退院の可能性の見直しをする機会としてほしい。

(6) 広島市精神医療審査会

中川裕子（己斐ヶ丘病院）・林 真由美（広島第一病院）

C 合議体 中川裕子（己斐ヶ丘病院）

広島市精神医療審査会委員としての活動は下記のとおりである。

広島市精神医療審査会での審査案件は、医療保護入院者の退院請求・処遇改善請求、医療保護入院者入院届及び定期病状報告書、措置入院者定期病状報告書である。それぞれ入院時の手続きや取扱いが適当であるか、現入院形態での入院及び入院継続が適当であるかを審査する。

昨年滝山病院問題が明らかとなりそのことを機に改めて審査会の意味を考えてみた。広島市精神医療審査会等事務取扱要項によれば、【審査会は、精神病院に入院中の患者の人権擁護を確保し、その適正な医療及び保護を実現するために、退院等の請求及び定期の報告を審査する責務を負うものであり、審査会は、その責務を全うするために市の実施する精神病院の实地指導及び病状審査と適切な連携をとるものとする】と規定されている。本来であれば各合議体に提出された書類を人権擁護の観点から詳細に審査していく必要があるが、実際には書類の体裁や記載の不備の指摘に終始しており本来の審査会としての責務を十分果たしているとは言いがたい。

審査会の機能不全は、突き詰めれば滝山病院問題に連なるものである。審査会委員は本来の審査会の責務を理解し原理原則を念頭に十分な審査を行うこと、またその重要性を認識しながら責任を果たしていくことが必要である。このことは改めて自分自身にも課していきたい。

また、今後医療保護入院における市町村長同意の要件が緩和されるに伴い市町村長の本人への面会が義務づけられる。市町村長同意制度は精神障害者に医療を保障するものではあるが一方で滝山病院問題で訴訟の対象となったように人権侵害にもなりうる。審査会においても一定の注意が必要となってくると考える。

日時	場所	内容
2022年4月28日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2022年5月11日	広島市精神保健福祉センター	第3回広島市精神医療審査会
2022年7月6日	広島市精神保健福祉センター	第7回広島市精神医療審査会
2022年7月21日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2022年8月18日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取

2022年9月7日	広島市精神保健福祉センター	第11回広島市精神医療審査会
2022年11月2日	広島市精神保健福祉センター	第15回広島市精神医療審査会
2023年1月11日	広島市精神保健福祉センター	第19回広島市精神医療審査会
2023年1月19日	広島市内病院	医療保護入院者退院請求意見聴取
2023年3月1日	広島市精神保健福祉センター	第23回広島市精神医療審査会

D 合議体 林 真由美 (広島第一病院)

審査会委員として3年目となった。定例の審査会は2カ月に1度あり、その他、退院請求・処遇改善請求があれば、当該患者入院中の病院に赴き意見聴取を行った。審査会においては、人権擁護についての妥当性を判断し、退院請求に赴く際には、事前に紙面で得られた情報と面接での本人聴取を照らし合わせ判断する、という、普段のケースワークとは異なった過程での決断が必要であった。精神保健福祉士として精神保健・福祉の視点から支援を行う点を意識しつつ、適正に入院治療や退院支援が行われているか、問題意識を持ち続け臨むという姿勢の必要性を改めて感じた。

経験知でのケースワークでは得られない知識、技術を求められるため、情報収集の方法や思考について、自己研鑽の時間を持つよう努力している。今後も、精神保健福祉士の存在意義を意識しながら、権利擁護の視点をもった専門性を発揮していきたい。

日時	場所	内容
R4. 5. 18 (水)	広島市精神保健福祉センター	医療保護入院者入院届 85件 医療保護入院者定期病状報告 55件 措置入院者定期病状報告 0件 退院等請求 1件
R4. 6. 16 (木)	広島市内病院	退院請求聞き取り調査
R4. 7. 20 (水)	広島市精神保健福祉センター	医療保護入院者入院届 84件 医療保護入院者定期病状報告 46件 措置入院者定期病状報告 0件 退院等請求 1件
R4. 10. 13 (木)	広島市内病院	退院請求聞き取り調査
R4. 10. 19 (水) *B 合議体	広島市精神保健福祉センター	医療保護入院者入院届 69件 医療保護入院者定期病状報告 50件 措置入院者定期病状報告 1件 退院等請求 1件
R4. 11. 16 (水)	広島市精神保健福祉センター	医療保護入院者入院届 89件 医療保護入院者定期病状報告 39件

		措置入院者定期病状報告 0件 退院等請求 3件
R5. 1. 18 (水)	広島市精神保健福祉センター	医療保護入院者入院届 99件 医療保護入院者定期病状報告 59件 措置入院者定期病状報告 0件 退院等請求 0件
R5. 2. 3 (水)	広島市内病院	退院請求聞き取り調査
R5. 3. 15 (水)	広島市精神保健福祉センター	医療保護入院者入院届 92件 医療保護入院者定期病状報告 44件 措置入院者定期病状報告 1件 退院等請求 1件
R5. 3. 29 (水)	広島市内病院	退院請求聞き取り調査

(7) 広島市障害者自立支援協議会

原田葉子 (地域生活支援センターふれあい)

全体会は6月14日、10月27日、3月3日の開催であったが感染対策のため昨年同様3回ともにリモート開催となった。内容としては広島市内8区すべてに地域生活支援拠点の受託事業所を設置する予定であり、今年度は6か所目になる事業所の選定が行われ南区基幹相談支援センターが受託することに決まった。また日中サービス支援型共同生活援助、障害者差別解消法、医療的ケア児支援の取り組み状況の報告も行われた。全体会とは別に具体的検討をするための相談支援部会や権利擁護部会にてコアメンバー会議が予定されていたが今年度は実際の動きは鈍く、開催もなく協議が不十分なままであった。その中で精神障害者地域支援部会においてはコアメンバーにて計10回の会議などの実施があり、広島市における精神障害者にも対応した地域包括システム構築のための協議や各区における協議の場の運営など仕組み等の検討が引き続き行われた。各区の実情に応じて医療、保健、福祉の関係者が課題を検討できるような場を設定することができ、市としても8区のとりまとめや市内の医療機関との関係構築など具体的取り組みも進み始めたように感じた。

広島市においても自身の事業所がある南区においても「にも包括」の取り組みが活発になり、精神障害者の生活支援が注目されてきたように感じる。今後も協議会においては派遣委員として精神分野の専門性を活かした意見や要望を伝えていく責務があると感じると同時に、精神障害の理解を地域で広めていくことや当事者が参加できる仕組みの検討が必要であると感じている。

(8) 広島市障害支援区分認定等審査会

原田葉子 (地域生活支援センターふれあい)

広島市は8区に分かれて審査会を開催しているが、安佐南区に笹原義昭(あさきた相談支援センターウイング)、東区に原田葉子の2名が当協会より合議体委員として派遣されている。広島市全区の認定状況によると、区によって疑義及び区分変更の件数にばらつきがある。市全体として適切な2次判定が行えるよう、各区の審査会において活発な意見交換や協議が行われる必要がある。

東区の合議体では、月1回平均25件程度の審査が行われたが、精神が主たる障害となる方からの新規申請の件数が多くなったように感じた。退院時に支援者からの働きかけにより申請に至ったと思われるケースや、これまでの在宅生活ではサービス利用することなかった方が居宅介護や就労系サービスを新たに申請するケースがあり、精神

障害者の障害福祉サービス利用が増加傾向にあるように思う。医師や看護師等の専門職で構成される合議体において、今後も福祉分野の専門職として意見を挙げていく必要があると感じている。

(東区障害支援区分認定審査会) 開催日数：12回

(9) 熊野町障害者虐待防止ネットワーク

高杉宏 (一般社団法人 LEAF)

【ネットワークの協議事項】

熊野町障害者虐待防止ネットワークは、①障害者虐待防止施策に関する事、②障害者虐待についての関係機関等との情報交換及び状況把握に関する事、③障害者虐待に対する具体的な対応に関する事、④養護者の支援に関する事、について協議、検討及び調整を行う。

今年度は、「成年後見制度利用促進に向けた体制整備に関する中核機関の立ち上げについて」の説明があるため、初めて高齢者虐待防止ネットワークと合同で会議が開催された。

【開催日・内容】

開催：令和4年10月6日

- 内容：①熊野町における障害者虐待の現状報告及び障害者虐待防止に向けての取り組み
②熊野町における高齢者虐待の現状報告及び高齢者虐待防止に向けての取り組み
③熊野町における権利擁護支援に関する現状
④福祉サービス利用援助事業(かけはし)の現状について
⑤成年後見制度利用促進に向けた体制整備に関する中核機関の立ち上げについて

【会議内容】

- ①令和4年度の熊野町における障害者虐待通報は8月末時点で0件であった。
- ②高齢者虐待の相談件数は14件であった。その相談経路は、ケアマネ、民生委員、警察、地域包括、友人などである。
- ③熊野町における権利擁護支援に関する現状について報告があり、熊野町権利擁護支援における課題としては、◎成年後見制度を必要とするものが潜在化している可能性が高い、◎身寄りのない高齢者、8050問題への権利擁護支援の必要性、◎親なき後の問題(障害者の高齢化)、◎かけはしから成年後見制度への移行ができていない、ことが挙げられた。
- ④熊野町の福祉サービス利用援助事業(かけはし)の現状については、8月末時点で47人と契約。近隣町と比べても3倍以上多く、社協担当者の負担が大きくなっている。本来、成年後見制度に移行すべき利用者もいるかもしれないが、そういった評価もなかなかできていない状況である。
- ⑤中核機関とは、権利擁護支援が必要な人を早期に発見し、速やかに適切な支援につなげることを目的としており、今後、熊野町直営で設置する予定である。

【所感】

初めての障害者虐待防止、高齢者虐待防止合同ネットワーク会議であったが、まず高齢者会議の議論は障害者会議よりも活発であり、刺激になった。また、地域包括支援センターの家庭訪問によって、ひきこもり状態にあるお子さん(精神疾患疑い)の発見につながったケースがあったり、障害者の高齢化という課題(高齢者虐待の相談の中で、60代の精神障害者夫婦も挙がっている)など、障害者と高齢者は今後も合同で開催して、報告・議論・意見交換した方が良かったので要望していきたい。

【開催会議】

回	日時	会場	内容
1	2022年5月24日(火) 18:00~19:30	広島市総合福祉センター + オンライン	若者活動サポートセンターあおぞらの取り組みについて
2	2022年7月26日(火) 18:00~19:15	広島市総合福祉センター + オンライン	特定非営利活動法人 広島県就労支援事業者機構の活動について
3	2022年9月20日(火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター + オンライン	フードバンクからみた生活困窮者の実態について
4	2022年11月22日(火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター + オンライン	自殺未遂者支援コーディネータ業務について
5	2023年3月14日(火) 18:00~20:00	広島市総合福祉センター + オンライン	更生保護法人 ウィズ広島の事業説明と取り組みについて 広島県地域生活定着支援センターの事業と取り組みについて

※1月24日開催予定の連絡会は大雪のため延期。3月14日に振替開催となった。

イ. 報告

- ・2022年度現在、広島市域社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会には約50団体が登録している。登録団体は、職能団体、NPO法人等の支援団体、宗教団体、司法行政、福祉行政、市社会福祉協議会（事務局）等である。コロナ禍等、社会のニーズを反映し、参加団体は徐々に増加している。
- ・定例会は、奇数月の第2火曜日で、毎回およそ30人から40人の出席者がある。
- ・定例会は構成員の要望にもとづくテーマに沿って、話題提供者から実践報告と各出席者からの各回のテーマに情報提供が行われる。
- ・支援団体にとって重要な情報交換の場、新たな取り組みを提案、検討、実践する場となっている。

(11) 広島県アルコール健康障害対策連絡協議会

菟口陽明 (呉医療センター)

アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者・妊婦の飲酒など不適切な飲酒の影響による心身の健康障害（以下、アルコール健康障害）について、総合的かつ計画的な対策の推進をはかることを目的として、関係機関及び団体から意見を聴取するため、当協議会が設置された。

【組織構成】

全国健康保険協会広島支部、広島県医師会、広島県飲食業生活衛生同業組合、広島県看護協会、広島県交通安全協会、広島県小売酒販組合連合会、広島県精神科病院協会、広島県精神神経科診療所協会、広島県精神保健福祉士協会、広島県断酒会連合会、広島県病院協会、広島県民生委員児童委員協議会、広島県薬剤師会、広島保護観察所、広島県教育委員会、広島県警察本部、広島県西部保健所、広島県総合精神保健福祉センター

【目的】

アルコール健康障害対策基本法、基本計画の理念をふまえ、県内の関係機関・団体が連携し、アルコール健康障害対策を総合的に推進する。

【活動報告等】

当該協議会の活動はなく、令和4年12月1日より広島県依存症対策連絡協議会に協議会が再編され、新規委員にて構成されている。

【所感】

令和3年3月にアルコール健康障害基本計画第2期に入り、「『一般医療での早期発見・介入』、『専門医療機関での治療』から『自助グループ等での回復支援』に至る連携体制の推進」、「定期的な連携会議の開催等により、地域における関係機関（行政、医療機関、自助グループ等）の連携体制の構築」等が重点課題となっている。特に依存症の背景には様々な生活における問題を重複していることが多く、心身の障害のみならず家族等の周囲を含めた社会的な問題やスピリチュアルな痛みに対して支援で多機関・多職種連携は必須であり、精神保健福祉士がどのように関与できるかが問われている課題でもある。また、アルコールのみでなくギャンブル、薬物等依存症対策の推進がなされるなか、個々の精神保健福祉士が依存症支援を一人で抱え込むことなく、精神保健福祉士同志が相互に成長できる場が必要と考える。

私は今年度を持って委員を退任させて頂くことから、次期委員の方には制度政策へ影響できるよう協議会で活動頂き、協会の皆様にも活発な動きを期待しつつ所感としたい。

(12) 広島県若年性認知症支援ネットワーク会議

中村真智子（草津病院）

本会議は、若年性認知症の人に対して発症初期から高齢期まで本人の状態に合わせた適切な支援が図られるよう、医療、介護、福祉、雇用等の関係者が連携する若年性認知症自立支援ネットワークを構築し、情報共有や意見交換を通じて、若年性認知症の人の自立支援に資する活動につなげること及び県内の各地域への成果の普及を目的に設置されている。

令和4年6月16日の第1回会議はオンライン開催で、令和3年度広島県若年性認知症施策総合推進事業実施報告と令和4年度事業実施計画が報告された。質疑応答では、昨年度に続いてヤングケアラーや家族支援の課題について積極的な意見交換があったが、行政より、認知症の有無にかかわらず共生社会の実現が理想であり、支援ネットワークの構築に向けた更なる議論が必要であると締め括られた。

令和5年3月23日の第2回会議は3年ぶりの対面開催で、令和4年度事業実施報告、相談実績事業について報告後、「若年性認知症施策のあり方検討」について意見交換があった。広島県若年性認知症支援コーディネーターが設置される広島県若年性認知症サポートルーム（広島県社会福祉士会が受託）からは、設置から5年を振り返って、相談件数が伸びなかった要因に若年性認知症に関する普及啓発と相談窓口の周知不足があり、またネットワークの構築が進まなかった要因としては、設置場所が広島市1か所にとどまり遠方の相談者への対応が不十分であったこと、相談員の交代が度重なったこと等が課題として挙げられた。

若年性認知症の人は、広島県で900人、広島市で450人いると推計されており、更に相談や医療に繋がっていない人が多くおられるといわれている。また本人や周囲が異変に気付いてから受診行動を取るまでに時間を要していることが分かっており、この期間をどれだけ短縮できるか、また医療に繋がった後、診断後の空白期間をいかに作らず進行予防に努められるか等が課題とされている。これらに対して議論する中で、私たち精神保健福祉士には、認知症に関する普及啓発、理解促進に加え、権利擁護の視点を持った相談支援は勿論のこと、特に診断後支援として相談支援や居場所づくり、地域ネットワークの構築を期待されていることが見えてきた。若年性認知症の人の支援は、医療、介護、福祉の専門職ですら携わったことのない人が多いのが現状だが、本協会では相談援助の専門職として認知症に関する研修機会を設けることから始めていく必要性を感じた。

(13) 広島県依存症対策連絡協議会（部会合同会議）

末政悠子（呉みどりヶ丘病院）、向井克仁（三原病院）

アルコール健康障害及びギャンブル等依存症について、総合的かつ計画的な対策の推進を図ることを目的として以下の事項について関係機関及び団体からの意見聴取のため今年度より協議会を設置。全体の合同会議の他、アルコール部会とギャンブル部会が設置された。

1. 依存症対策推進計画の策定、見直し及び普及に関すること。
2. 依存症対策推進計画の実施状況の把握及び評価に関すること。
3. 取組の成果についての検証に関すること。
4. その他目的達成に必要と認められる事項に関すること。

協議会委員：向井克仁（三原病院）

ギャンブル部会：末政悠子（呉みどりヶ丘病院）

令和5年2月27日の第1回会議では、「広島県依存症対策推進計画（仮称）」の策定について説明があり、平成29年度から令和5年度までの広島県アルコール健康障害対策推進計画の改定に伴い、アルコール健康障害対策基本法、ギャンブル等依存症対策基本法に基づき、広島県保健医療計画や広島県健康増進計画との整合や調和を図りながら、次期改定では両依存症を含めた計画となる。令和5年度中に策定作業を進め、県民等からのパブリックコメントを経て、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画として推進される予定である。

第1号議案 2022年度収支決算に関する件

I. 2022年度決算報告及び監査報告

「別紙2 2022年度決算報告及び監査報告」参照

第2号議案 2023年度事業方針・計画（案）に関する件

I. 2023年度事業方針関係

1. 事業方針

2008年、広島県精神保健福祉士協会内に法人化を検討すべく「法人化検討ワーキンググループ」が設置され、法人化について議論されたが、時期尚早と判断され具体的な進展は行われなかった。以降、少し空白期間はあったが、2019年に今後の協会の在り方を役員会で検討した結果、法人格の取得が望ましいとの結論に至り、「法人化検討ワーキンググループ」を再度設置。説明会や定期総会を経て2023年1月6日一般社団法人登記をするに至った。

昨今、地域包括ケアシステムの推進や精神保健福祉法をはじめとした関連法制度の改正、精神保健福祉士の養成課程の改定等が予定されている。それに伴い精神保健福祉の対象となる領域は今後も更に拡大・変化していくことが予想され、我々精神保健福祉士への期待やニーズは増えていくと考えられる。一方、未だ精神保健福祉士の社会的認知は低く、協会主体の社会的活動も限定的であり、また活動に参画する人材も低調である現状がある。しかし、時代や制度等が変わろうとも専門職としての根幹は変わらず、我々の先輩方は専門性を追求し、様々な実践を重ね、対象者への支援のみならず広島県の精神保健福祉の向上に邁進してこられた。私たち精神保健福祉士は、専門性に基づき資質の向上に努めるとともに、誠実に協会の指針・倫理綱領に基づく責務を担うことが必要であると改めて提言する。今年度法人化したことを契機に、我々の先輩方が培ってこられた活動を基盤に専門職としての責務を再認識し、今一度、①精神保健福祉士の資質の向上を図ること、②専門職としての社会的活動を進め、活動地域のみならず広島県内における精神保健福祉の増進に寄与することを念頭に理念に基づいた活動を担う団体としていきたいと考えている。今後は、是非協会の皆様1人1人が協会活動に主体的に関与して頂き、「ともに」協会目的を果たすべく、以下の基本指針の基、新たな協会作りを目指していきたいと考えている。

(ア) 専門性の質の担保と向上

専門性の質の担保と向上は、専門職として必要不可欠な事項である。養成課程の変更や職場内教育・スーパービジョン等に加え、専門職能団体として協会の需要や様々な実践に即した知識と技術の向上に加え、専門職として根幹となる価値・倫理を再確認できるような研修・支援体制を行っていく。

(イ) 専門職能団体としての基盤・組織整備

残念ながら、現時点において当協会は専門職としての責務等を果たせる組織基盤・機能を十分に有していない。また、広島県内には（公社）日本精神保健福祉士協会広島県支部があり、構成員も重複していない等、様々な活動を推し進めるにあたって専門職が一つになりにくい現状がある。協会理念・目的を果たすべく、専門職能団体としての組織機能の強化のための活動を推進していく。

(ウ) 精神保健福祉発展のための地域社会活動の推進と政策提言・情報発信

法人格取得により、社会的信用や公益性を得て専門職としての社会活動をや具体的な政策提言を行う。

(1) 2023年度 定時総会

新型コロナウイルス感染拡大防止措置のため、書面による議決とする。

(2) 役員会

月1回、オンライン（今後の状況により対面又はハイブリットも検討）で開催する。

(3) 事務局体制

事務局長：岩田卓郎（串戸心療クリニック）

事務局補佐：大下哲史（賀茂精神医療センター）

① 事務局体制の強化

これまで、一機関に集中していた事務局機能を、「庶務」「会計」「渉外」に分けて、複数の機関で担える体制を継続・維持する。

庶務担当：尾川蘭、川本温子（竹原病院）、井平智子（ジョブス ガーベラ）

渉外担当：大歳明子（相談支援事業所ACTひろしまリベルタ）

会計担当：森野杏子（賀茂精神医療センター）

② 広報活動

ホームページ及びメーリングリスト・メールメイトを活用していく。また、会員が企画する研修・イベント案内や意見・要望については、ホームページ「問い合わせフォーム」より受け付ける（「問い合わせフォーム」は会長及び事務局宛に届き、役員会メーリングリストを使用し、その判断を決定することとしている）。

一般社団法人広島県精神保健福祉士協会ホームページ URL [https:// https://hiroshima-psw-mhsw.com/](https://hiroshima-psw-mhsw.com/)
組織強化部会と連携を持ちながら、協会パンフレットの検討等を行い、新規入会者の獲得を目指す。

③ 会費納入

当協会は会員の会費によってその運営財源が賅われている。会計担当より会費納入依頼を行っている。2023年度も引き続き会費納入率100%を目指し、会員一人一人の協力をお願いする。

会費納入の締切は8月末を原則とする。

④ 名簿管理

会員の個人情報について適正に管理する。また、記載内容に変更が生じた際には、すみやかに変更届（フォーム）を提出していただくよう、会員への周知を図る。

定款第10条にある通り、会員名簿は主たる事務局に据え置く。6月末日時点での名簿を会員全員に配布する。また、既発行済みの名簿に関しては、当協会作成のプライバシー・ポリシーに従い、当該年度の名簿配布後は、速やかに、前年度名簿をシュレッダー等で厳重に破棄し処分することを徹底する。

名簿に掲載された内容に変更等がある場合は、6月末までに変更届フォームにて入力をお願いする。

⑤ 相談窓口の運営

会員の心理的支援及び本会の健全な運営を目指すため、会員の職務上及びその他活動における窓口を設置している。相談は、協会ホームページの「会員専用ページ」から専用フォームにて受け付ける。

窓口の利用方法等は、メーリングリスト・メールメイトで会員に周知させる。

⑥ ペーパーレス化及びIT化への取り組み

引き続き、郵送費の削減と発送作業の負担軽減のため、メーリングリスト、メールメイト、ホームページの活用によるペーパーレス化をさらに推進する。全会員が登録しているメールメイトを協会からの情報伝達手段として積極的に活用していく。研修等の申込みは今年度もWEBでの申込みを基本とする。新たなホームページや「申し込みフォーム」の活用により、諸々の受付事務の効率化を図る。新型コロナウイルス感染症が5類とな

ったことで、集合形式の研修会や会議が再開されることが見込まれるが、「参加のしやすさ」の選択肢として「ハイブリット形式」の研修会や会議が開催できるよう体制を整備していく。

2. 部会の方針

2) 研修部会

【部会体制】

部会長：中原直子（安佐医師会広島市北部在宅医療・介護連携支援センター）

部会員：井川友美恵（WIND えのみや）、岩本麻寿美（広島県教育委員会）、内村明人（竹原病院）、日比暖華（コーヒーショップあんず）、渡辺大貴（相談支援事業所ヴァンペール）

【事業方針】

昨今の精神保健福祉士の活動領域は多様化し、日々の実践における専門性やソーシャルアクションに繋げる力が、今まで以上に求められている。研修部会では、①協会員が主体的に参加し、共に学び、語り合うことで互いに研鑽を重ねることができる、②精神保健福祉士としての専門性をより深め、資質の向上を目指すことができることを目的とし、研修の企画、開催に取り組む。

【事業計画】

- ・年2回研修会を開催する。研修会の内容によっては他部会との合同開催を検討する。
- ・研修会の開催方法はオンラインに限らず、協会員の要望を確認し、集合形式、ハイブリット形式等での開催を検討する。

(2) ケアマネジメント部会

【部会体制】

部会長：光岡美里（小田クリニック）

部会員：尾添隆（府中みくまり病院）、垣尾泰弘（ワークセンターなかよし）、金子百合子（地域生活支援センターまほろば）、中村真智子（草津病院）、西川浩司（尾道市役所健康推進課）、長谷部隆一（広島国際大学）

【部会ビジョン】

- ・県民のメンタルヘルスの課題解決の一助になる取り組みを行う。
- ・障害当事者主体の立場に立ち地域生活支援を進める。ストレングス視点と生活者の視点による、リカバリー志向のケアマネジメント普及及び、地域生活支援システムの構築を目指す。

【実施予定事業】

部会のビジョンに伴って以下の事業を実施する。

(1) 第18回 地域実践のための精神保健福祉講座

開催日時	2023年9月下旬から10月上旬のいずれかの土曜日
共催	広島県精神障害者支援事業所連絡会
開催会場	新型コロナウイルス感染症拡大の状況をみて検討
参加者数	100名

内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・広く各専門職や一般の方にも、精神保健福祉士の社会的役割について啓発する内容とする。 ・「地域で生活することを支える」をテーマとし、メンタルヘルスの課題解決に向けて、中長期的な視点をもち戦略的に行う。そのため専門職以外の方の参加、広く県民の参加も促し、地域ぐるみで支える包括ケア考察の一助とする。
-----	---

(2) 障害者ケアマネジメント スキルアップ研修

開 催 日 時	2024年2月中旬
共 催	広島県精神障害者支援事業所連絡会
開 催 会 場	新型コロナウイルス感染症拡大の状況をみて検討
参 加 者 数	60名
内 容	駒澤大学 佐藤光正教授によるミスポジションモデルによるケアマネジメント研修を実施。広島県内の障害当事者の方にもご協力いただき、講義とグループワークなどによる演習を通して学習する。

※いずれの事業も新型コロナウイルス感染症拡大の状況をみつつ、開催の有無、開催方法について検討する。

(3) 組織強化部会

【部会体制】

部 会 長：森川尚子（ヴィータ）

副部長：藤井柔郎（地域生活支援センターまほろば）

部 会 員：田岡史光（賀茂精神医療センター）、田高寛士（地域生活支援センターふれあい）
平岡拓（友和病院）、村上百花（宗近病院）、井原美香（ネクストライフ）

【事業方針】

今年度は、「共につながる」をテーマに会員同士の交流の機会をつくっていく。

交流を通し、会員同士のネットワーク強化、会員の協会に対する意見を反映、協会に対する帰属意識を高めていくことで、もって広島県の精神保健福祉の更なる発展に寄与することを目指す。

また、広島県精神保健福祉士協会「渉外部会」の活動を引継ぎ、コロナ禍で休止となっていた「ソーシャルワーカーデー」、「三団体新年互礼会」の企画・運営にも携わる。

【事業計画】

開催日時	開催場所	内容
6月4日（日）	オンライン	交流会
9月	オンライン	経験年数5年未満の交流会
2月	調整中	スポーツ交流（会員、会員とその家族）

- ・部会は奇数月に開催予定
- ・広報紙の作成（年3回程度）
- ・パンフレットの見直し・作成

【地区協力員】

各圏域の協力員に災害時の情報収集や各地区での会員派遣依頼の際等に中心的な役割を担っていただく。任期は2年の予定（2023年度で2年目となる）。

中央 — 石原裕子（地域生活支援センター365）

尾三 — 金本靖志（むつみ荘）

北部 — 未定

西部 — 小川昌智（さくら相談支援事業所）
福山 — 飯泉姿帆（精神保健センターえきや）
呉 — 菰口陽明（呉医療センター）
広島 — 未定

(4) 倫理部会

【部会体制】

部会長：寺井俊江（押尾クリニック）
部会員：日山誠（下永病院）、長谷部隆一（広島国際大学）
竹宮孝宏（地域生活支援センター さ・ポート）、内海彩華（希望の家）
八津川史帆（みつぎ清風園）

【事業方針】

ソーシャルワーク実践の共通基盤は、倫理綱領である。
その倫理綱領をより身近にしていくために「倫理を身近に・共に考える」をスローガンとし倫理について考える機会を提供する。

【事業計画】

- ・部会は、毎月1回開催予定
- ・部会にて精神保健福祉士の倫理綱領をあらためて勉強する
また準備が整い次第、部会員以外の参加もつる
- ・未公開の倫理 Web 研修動画
『思いを繋ぐ世代間リレー～広島 PSW の歴史を作ってきた人たちに聞く』の公開の仕方について検討する
- ・倫理綱領を基にしたワンメッセージを MM/ML で送信予定（内容検討をする）
- ・各部会主催の研修会案内に
「この研修は 倫理綱領の〇〇をとくに意識して開催します」と記載し倫理綱領を意識する機会を増やしていく
- ・倫理 WEB 動画公開中のアンケート結果を考察する

3. 委員会等の方針

(1) 基幹研修委員会

【委員会体制】

委員長：大歳明子（相談支援事業所 ACT ひろしまリベルタ）
委員：嶋屋孝洋（ソーシャルインクルーホーム広島熊野町）、木野内留美（ももの里病院）
委員の増員を行い、体制強化を目指す。

【事業方針・事業計画】

基幹研修 I の開催を行う。

(2) 災害対策支援委員会

【委員会体制】

委員長：西川浩司（尾道市役所健康推進課）
委員：赤木英子（広島県教育委員会）、大成杏子（広島市己斐・己斐上地域包括支援センター）、

楯賀丈士（県立広島病院）、得能千佳（小泉病院）、藤井知佳（フロントライン）

【委員会活動ビジョン】

広島県精神保健福祉士協会協会の、災害支援活動に関する意識を高めるための活動を行う。連携強化の観点から、平時の支援ネットワークの構築に努める。

精神保健福祉士として、発災後の県民のメンタルヘルスの課題解決の一助についても検討する。

※委員会テーマ「つながり ともに そなえる」

【実施予定事業など】

委員会のビジョンに伴って以下の活動を行う。

- ・協会員災害対策計画の見直しを適宜行い、現状に則した内容に改編する。
- ・災害エントリーシートの協会員周知、登録者増の働きかけ
- ・発災後のスクリーニングについて
- ・平時の連携強化（防災テストメールの運用）
- ・協会員に向けての啓発や研修企画
- ・広島県災害復興支援士業連絡会への参画、協力
- ・その他、災害対策支援に関すること

(3) 司法福祉委員会

【委員会体制】

委員長：西川浩司（尾道市役所健康推進課）

委員：上堂蘭順代（ジェイ・ワークス株）、橋本圭子（広島文教大学）、

原田葉子（地域生活支援センターふれあい）、平岡美和（FIKA 広島紙屋町）、向井克仁（三原病院）

【委員会ビジョン】

広島弁護士会をチームリーダーとする「更生保護プロジェクト」へ参画し、広島県社会福祉士会とともに、触法の障害のある方の判決前後の支援を検討する。当協会においての受任者を選定し、障害当事者の地域生活支援の一助を担う。生き辛さを抱えておられる方の住みやすい地域づくりに寄与する。

また、上記のビジョンを達成するために、協会員の司法との連携やそれに伴う支援技術のスキルアップ、支援ネットワーク構築に繋がる活動を行う。

※委員会テーマ「つながり ともに くらす」

【実施予定事業】

委員会ビジョンに伴って以下を実施する。

- ・広島弁護士会主催 更生保護プロジェクト会議への出席
- ・広島弁護士会、広島県社会福祉士会、広島県精神保健福祉士協会の3会協定締結を視野に入れた協議
- ・更生保護について広島弁護士会、広島県地域生活定着支援センターからケース相談があった場合、受理についての協議と受任者の選定
- ・更生保護プロジェクト支援の検証
- ・協会員のスキルアップに繋がる研修企画
- ・その他、更生支援に関すること

4. 社会的活動

広島県精神障害者地域生活支援推進協議会
広島県精神医療審査会 委員
広島県依存症対策連絡協議会
広島県若年性認知症支援ネットワーク会議
広島県社会福祉協議会 広島県福祉サービス利用援助センター
高齢者・障害者の権利擁護を進めるひろしま社協委員会
福祉サービス利用援助事業契約締結審査部会
広島県福祉サービス運営適正化委員会 委員
広島市精神医療審査会 委員
広島市障害者自立支援協議会 委員
広島市障害支援区分認定等審査会 委員
広島市精神保健福祉審議会 委員
社会的孤立・生活困窮者支援団体連絡会
一般社団法人 広島県精神保健福祉協会 役員
熊野町障害者虐待防止ネットワーク 委員
広島県成年後見制度等推進検討会議 委員
広島県社会福祉協議会賛助団体

向井克仁
新田美奈子、有光憲子
向井克仁、末政悠子
中村真智子
光岡美里

藤田泰弘
中川裕子、林真由美
原田葉子
笹原義昭、原田葉子
上田章子
井川亜里沙
向井克仁
高杉宏
光岡美里

第3号議案 2023年度予算（案）に関する件

「別紙3 2023年度予算（案）」参照

第4号議案 賛助会員の入会基準、入会金、会費について

【提案内容】

- ・ 賛助会員の入会基準を「本会の目的に賛同し、これを援助しようとする個人又は団体は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を経て本会の賛助会員となることができる。ただし、精神保健福祉士資格登録者は、賛助会員となることができない。」とする。
- ・ 入会金を個人2,000円、団体3,000円とする。
- ・ 会費（年額）を個人3,000円、団体10,000円とする。

【提案理由】

定款第7条に「（2）賛助会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体」としているが、入会基準や入会金、会費を決定していなかったため。

第5号議案 電子公告を行うウェブページのアドレス変更について

【提案内容】

- ・ 一般社団法人広島県精神保健福祉士協会の電子公告を行うウェブページのアドレスを以下のアドレスに変更する。
新アドレス <https://hiroshima-psw-mhsw.com/>
(旧アドレス <https://www.hiroshima-psw.com/>)
- ・ 変更時期は、総会終了後の早い時期とする。

【提案理由】

広島県精神保健福祉士協会のホームページ刷新により広島県精神保健福祉士協会ホームページのアドレスが変更となった。

それに伴い、法人設立の際に届け出た電子公告を行うウェブページのアドレスを変更する必要がある。電子公告を行うホームページのアドレスの変更は「定款の変更」にあたり、「定款の変更」は会員総会での承認(会員の3分の2)が必要になるため。

第6号議案 正会員の入会金の免除について

【提案者】 大下哲史 (賀茂精神医療センター)

【提案内容】

前年度まで、他の都道府県精神保健福祉士協会へ入会していた者が、当協会へ入会する際、所属していた精神保健福祉士協会の退会を証明する書類を提示した場合、正会員の入会金を免除することができる。

【提案理由】

他の専門職団体では同様の仕組みが存在する。精神保健福祉士も、人事異動等で他の都道府県精神保健福祉士へ入会していた会員が広島へ勤務する事がある。広島県内で従事する精神保健福祉士の入会促進のため提案した。

一般社団法人広島県精神保健福祉士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人広島県精神保健福祉士協会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を広島県安芸郡熊野町呉地四丁目1番5号に置く。

- 2 当法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な場所に設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神障害者の社会的復権と権利擁護及び福祉のための専門的・社会的活動を進め、精神保健福祉に関する広島県民への普及啓発活動等の事業を行い、もって広島県の精神保健福祉の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 精神保健福祉士の実践に関する知識及び技術の向上に関すること
- (2) 精神障害者等の精神保健福祉の援助を必要とする人々の生活支援と権利の擁護に関すること
- (3) 広島県民の精神保健及び福祉の保持・増進に関すること
- (4) 精神保健福祉士の倫理及び資質の向上に関すること
- (5) 精神保健福祉及び精神保健福祉士に関する調査及び研究に関すること
- (6) 精神保健福祉に関する諸施策の要望、提言及び促進に関する事業
- (7) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会の事業等への協力
- (8) 社会福祉専門団体その他の関連団体との連携に関すること
- (9) その他、当法人の目的を達成するために必要なこと

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当法人の主たる事務所の公衆の見えやすい場所に掲示する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、会員総会及び理事会のほか、理事及び監事を置く。

第3章 会 員

(種別)

第7条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 広島県精神保健福祉士協会の会員であった者又は精神保健福祉士法第28条の規定により精神保健福祉士として現に登録されている者であり、かつ、広島県内に住所又は勤務先を有し、当法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、理事会で別に定める入会申込方法により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、理事会で別に定める方法により、入会金及び会費を納入しなければならない。

- (1) 入会金及び年会費は、会員総会において定める。
- (2) 既納の会費、その他の拠出金は、返還しない。
- (3) 退会に際しては、未納分を納付する。

(社員名簿)

第10条 当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。当該会員名簿をもって一般法人法第31条に規定する社員名簿とする。

(任意退会)

第11条 会員は、理事会で別に定める退会方法に沿って退会することができる。

- 2 退会に際して未納会費がある場合は、その全額を納入しなければならない。
- 3 第1項にかかわらず、次の場合は理事会の承認を得なければ退会することができない。
- (1) 定款及び諸規程並びに職業倫理等に反する者など、理事会等で会員の身分について審議中の者
- (2) その他会長が退会を認めることが不相当と判断する者

(除名)

第12条 当法人は、会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、定款第22条第2項に定める決議に基づき当該会員を除名することができる。ただし、その会員に対し、会員総会の日から1週間前までに、理由を付してその旨を通知し、会員総会において、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 当法人の定款その他の規定、規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第13条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が当該年度末までになされなかったとき
- (2) 死亡したとき、若しくは失踪宣告を受けたとき
- (3) 精神保健福祉士法第32条第1項又は第2項、第33条により、精神保健福祉士としての登録を取り消され又は消除されたとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第14条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金等は、これを返還しない。

第4章 会員総会

(種類)

第15条 当法人の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会の2種とする。

- 2 前項の会員総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(構成及び議決権)

第16条 会員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 会員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第17条 会員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支決算の承認
- (3) 収支予算の承認
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計画書）の承認
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 役員報酬等の額又はその規定
- (7) 会員の除名
- (8) 定款の変更
- (9) 解散
- (10) 入会の基準並びに会費及び入会金の額
- (11) 前各号の他、一般法人法に規定する事項

(開催)

第18条 定時会員総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時会員総会は、理事会が必要と認めたとき又は総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員からの会議の目的たる事項を理事会で別に定める書式に示して請求があったとき、開催する。

(招集)

第19条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。会長に事故等による支障があるときは、あらかじめ理事会で定めた順位に従い副会長がこれを招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続を省略することができる。

- 2 会員総会を招集するには、会日より1週間前までに、正会員に対して書面で招集通知を發するものとする。
- 3 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員は、会長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会招集の請求をすることができる。

(定数)

第20条 会員総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席で成立する。

(議長)

第21条 会員総会の議長は、当該総会において出席正会員の中から選出する。

(決議)

第22条 会員総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(書面による表決)

第23条 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は一般法人法所定の電磁的方法をもって議決権を行使することができる。また、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決、報告の省略)

第24条 理事又は正会員が、会員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の議決があったものとみなす。

2 理事が正会員の全員に対し、会員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を会員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の会員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 会員総会の議事については、法令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が署名又は記名押印して、会員総会の日から10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第5章 役員等

(役員の設定等)

第26条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長とする。

3 会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長をもって一般法人法上の業務執行理事とする。

4 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

5 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(役員を選任方法)

第27条 当法人の理事は、会員総会の決議によって選任する。

2 当法人の監事は、会員総会の決議によって正会員の中から選任する。ただし、必要があるときは正会員以外の者から選任することを妨げない。

3 当法人の会長及び副会長は、理事会の決議により理事の中から選定する。

(職務・権限)

第28条 会長は、当法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 事務局長は、会の事務を掌握し、整理する。

4 理事は、理事会を構成し、会長、副会長及び事務局長を補佐し、当法人の運営を決するとともに会務を執行する。

(監事の職務権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第30条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、定款第26条に定める員数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第31条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、会員総会で議決された場合はこの限りではない。

2 理事及び監事に対し、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

(取引の制限)

第33条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を取引後遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第34条 当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事

が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

(相談役)

第35条 当法人には、相談役を置くことができる。

2 相談役は、理事会の決議を受けて会長が委嘱する。

- 3 相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 4 前項に関し必要な事項は、理事会で別に定める。
- 5 相談役の委嘱期間は、委嘱後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとする。

第6章 理 事 会

(構成)

第36条 当法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 会員総会の日時、場所及び議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則及び規程の制定、変更及び廃止に関する事項の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 会長、副会長の選定及び解職
- (5) その他会員総会の議決を要しない業務の執行に関する事項の決定

(招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長に事故等あるとき又は会長が欠けたときは、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した会長(会長に事故等による支障があるときは出席理事)及びその会議において選任された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印し、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

(理事会規則)

第41条 理事会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、理事会で別に定める理事会規則による。

第7章 会 計

(構成)

第42条 当法人の資産は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 会費
- (2) 入会金

(3) 公益社団法人日本精神保健福祉士協会より支払われる支部活動協力費等

(4) その他の収入

(資産の管理)

第43条 当法人の資産は、会長が管理し、その方法は理事会で別に定める。

(経費の支払い)

第44条 当法人の経費は、資産をもって支払う。

(事業計画及び収支予算)

第45条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て直近の定時会員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第46条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3か月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで理事会の承認を経て直近の定時会員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(事業年度)

第47条 当法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 事務局

(設置等)

第48条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 事務局長は、理事会の承認を受けて会長が委嘱する。

4 職員は、会長が任免する。

5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会で別に定める。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第51条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(剰余金の不分配)

第52条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

(特別の利益の禁止)

第53条 当法人は、当法人に財産の贈与若しくは遺贈する者、当法人の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第54条 当法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会で別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第55条 当法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会で別に定める。